よみがえれKOBE!
がんばれ神戸っこ!!

KOBE
会議所ニュース
（臨時増刊号）

発行所　神戸商工会議所
（〒650 神戸市中央区港島中町6-1　☎078-303-5812）
印刷所　大神印刷株式会社　　平成７年３月27日　第60号
購読料は会費に含まれています。（平成2年6月22日第3種郵便物認可）

神戸経済の復興支援に重点
平成七年度事業計画固まる

去る三月二十三日に開催された第二回（通算百四回）議員総会において、平成七年度本所事業計画（案）が原案通り承認された。

事業活動の最重点課題として、阪神大震災により壊滅的な打撃を受けた神戸経済の復興対策を中心に据え、予算上も新たに「産業復興支援事業費」を設けている。中小企業振興部には「産業復興支援センター」を新設し、ここを中心に各事業所からの復旧・復興に関するあらゆる経営相談や、商店街、市場、地場産業に対するコンサルティング事業を実施することとなった。

一方、復興再生に向けた神戸経済の中長期的計画として、二月六日に新設した神戸経済復興対策特別委員会を中心に「新・神戸経済創成プラン」を早急に策定するとともに、新産業の育成・誘致や国際ビジネス都市づくりなどを通じた新たな産業活性化策に積極的に取り組む方針である。

〈主な事業項目〉

Ⅰ．阪神大震災復興対策の推進

①産業復興支援センターの設置▽復興に向けての緊急融資・税務など総合相談窓口の開設▽雇用・取引情報など復興に関する各種情報の提供②地場産業、商店街・市場の復興支援③WE LOVE KOBEキャンペーンの実施④復興に関する意見・要望活動の実施⑤復興に向けて！商工業者結集大会の開催⑥地区別復興会議の開催⑦地元優先発注の促進⑧雇用問題への取り組み⑨倒産防止対策の推進

Ⅱ．経済復興を支える産業・都市基盤の整備

①災害に強い港湾・鉄道・道路など交通基盤及びライフラインの整備促進②WHO神戸センターを核とする被災者に対する求人情報の提供を呼びかけたところ、三月十七日現在で三百六十社から約千四百十一人の求人情報が寄せられた。この内訳は市内の本所会員が百社、大阪商工会議所会員二百三十三社、その他企業二十七社となっている。本所では寄せられた情報を三月二十二日に開催した就職面接会（参加企業四十三社、参加者約六百三十人）で配布するとともに、本部及び支部の窓口において配布している。（関連記事三頁）

3月23日開催の就職面接会に約630人の求職者が訪れた

東部臨海部及びポートアイランドⅡ期地区などの整備促進③都市再開発の促進④神戸空港計画の推進⑤明石海峡大橋及び関連施設の整備促進⑥大規模集客施設計画の推進

Ⅲ．神戸経済創成への取り組み

①新・神戸経済創成プランの策定②産業活性化への取り組み▽新産業の創出及び誘致促進▽ファッション産業の振興▽コンベンション・観光など集客産業の振興▽新たな都市型商業の振興③国際ビジネス都市づくりの推進▽フリートレードゾーンの設置促進▽外資系企業・領事館・国際機関誘致の環境整備の促進▽国際会議の誘致④情報都市づくりの推進

Ⅳ．復旧・復興へ向けた会議所活動の強化

①情報提供活動の強化②部会・委員会活動の強化③支部活動の強化④本所会館の早期復旧

平成7年度一般会計及び特別会計の予算規模（単位：円）

会計	本年度予算額
一般会計	921,000,000
経営改善普及事業等特別会計	502,500,000
特定退職金共済特別会計	82,700,000
生命共済等特別会計	269,200,000
会館運営特別会計	1,270,000,000
退職給与資金積立金特別会計	354,100,000
積立金特別会計	1,111,500,000
借入金等償還資金積立金特別会計	723,000,000
合計	5,234,000,000

360社から求人情報が寄せられる
商工会議所雇用情報ネットワーク

経済復興へ 改めて支援を要望
堤通産事務次官との懇談

昨年十二月に通産事務次官に就任した堤富男氏が来神したのを機に、震災からの経済復興をテーマとした地元経済界との懇談会が去る三月九日、神戸市内で開催された。

通産省からは、堤事務次官、鈴木孝男中小企業庁次長、岩田満泰近畿通産局長をはじめ六名の幹部が、地元経済界からは、牧会頭をはじめ本所副会頭、各業界団体代表者など二十八名が出席した。

地元経済界側から「地元経済復興に関して融資制度の拡大や輸送ルートの確保を」（藤本芳秀日本ケミカルシューズ工業組合理事長・八馬望兵庫県酒造組合連合会会長）、「共同仮設店舗の建設補助制度創設や商業基盤施設整備の支援を」（松平奈良男神戸市商店街連合会会長）などの支援策を求める声が相次いだ。

また、被災した地元大手製造業の立場から「法人税、消費税、資産課税などの税制面における減免など優遇措置や被災企業の産品優先使用措置（BUY HYOGO、BUY KOBE運動の促進）並びに復旧費、復興費への補助金の支給を」との要望の他、「急ピッチの円高への適切な対応を」（亀高素吉神戸製鋼所社長）との声が上がった。

これらの要望に対して、堤事務次官からは、「国の財政が最も厳しいときに懸命の努力で作った各種支援策を阪神地域に集中的にかつ弾力的に運用し、通産省として活用していきたいので、まずこれらの支援策を色々組み合わせて使って欲しい。今日頂いた要望を持ち帰り、地元経済復興のため実現を図る方向で動きたい」との発言があった。

最後の牧会頭から「通産省が窓口となって、地元経済界の要望実現に努めてもらいたい」旨の要請を行った。

こうした情勢から、本所は支部の業容拡大が必要と判断、本部から職員を増員するとともに、近畿商工会議所連合会に経営指導員の応援派遣を要請した。これに三商工会議所が呼応し、すぐさま今回の派遣が実現した。

各支部では応援派遣頂いた八名の経営指導員に、窓口での金融相談業務を担当してもらい、本所の経営指導員は市内の各事業所を直接訪問、個別に相談指導を行っている。また被災した商店街、小売市場にも重点を置き、支援活動を展開している。

この他、富山商工会議所などには自転車の寄贈を受けたが、交通渋滞が頻繁な中で、これも職員の被災事業所訪問、連絡などに活用されている。

各地会議所から支援の輪
支部活動をサポート

阪神大震災の発生に伴って、現在、本所には全国各地の商工会議所や経済界から物心両面にわたるあたたかい支援やお見舞いが続々と寄せられている。

とりわけ、震災によって深刻な被害を受けた中小企業の営業再開に向けての相談が急増している中、近隣商工会議所から職員の応援派遣が始まったのは、本所が震災復興支援事業を推進する上で、大いに役立っている。

まず、三月二日に大阪商工会議所から四名の経営指導員が東神戸支部、中央支部にそれぞれ派遣されたのを皮きりに、九日には福井から二名が西神戸支部に、そして、十三日には京都から兵庫支部に二名と、合計八名の応援を受けている。

不況下にあって、三商工会議所とも非常に多忙な中をやりくりして派遣してもらっており、いずれも金融指導などの指導業務に長けたベテランの経営指導員ばかりだ。

現在、本所の各支部は、国民金融公庫、兵庫県、神戸市の災害貸し付け制度の申し込み受け付けを実施しているが、特に、県・市の融資が二月十五日にスタートしてから金融相談が急増している。ちなみに、二月末日までに延べ三千四百八十七件の相談が寄せられたが、そのうち約七五％に相当する二千六百二十六件が金融関係の相談である。

臨時増刊号
主な記事

◎復興情報コーナー（2面）
◎求人情報（3面）
◎商工会議所のPL保険（4面）
◎震災相談（5面）

あなたに近く、
世界に近い。

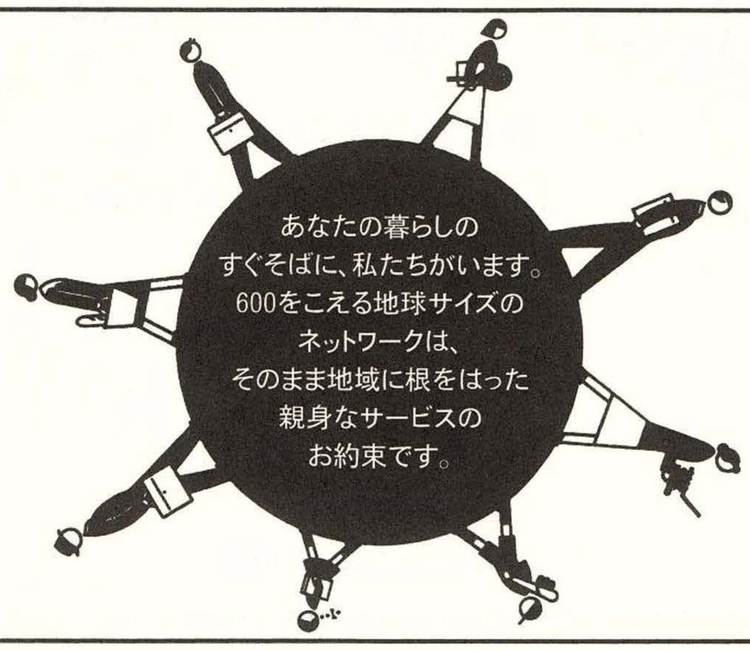

さくら銀行

復興情報コーナー

事業再建のためのＰＲや支援の情報をお寄せ下さい。（採否に関しては編集部にご一任お願いします）

神戸商工会議所経済情報センター
☎303・5812　FAX 303・2313

○来年度新卒者採用予定の就職情報誌を無料作成
来年度新卒者採用予定の企業（本社が被災地に限る）の就職情報「就職応援ＢＯＯＫ'95」を作成し、被災地域の大学生に配布します。
【問い合わせ先】（株）リクルート神戸支社　☎391・8100

○フランチャイズ店舗の提供
「うまかもん九州ラーメン」のフランチャイズオーナー希望者に対してコンテナ型店舗に内装設備一式をそろえ無償で提供します。（加盟金、食材保証金免除）
【問い合わせ先】（株）うまかもん　安座間（あざま）氏　☎0427・43・6089

○ハンガーラックの提供
商店街に対し、復興のためにポータブルハンガーラック百台とハンガーラック百台を寄贈
（株）西川金太郎　代表取締役社長　西川和恵氏
【問い合わせ先】本所中小企業振興部　☎303・5810

○販売用ワゴンの貸し出し
神戸地区、商店街復興のため、イベントなどで販売用ワゴンが入り用の際は無償で貸し出しますので商店街単位でご連絡下さい。（期間・一催事二週間以内）
【問い合わせ先】（株）大洋工芸　復興対策室　☎333・8530

○システム復旧一一〇番
ハードからソフトまでコンピューターシステム関連のあらゆる相談に応じます。
【問い合わせ先】（株）ＣＳＫ　☎0120・88・2855

○ＤＴＰプロユーザーの方へ
求人、業務委託、業務代行、設備提供、事業所提供、技術サポート・コンサルテーションなどの支援を行います。
【問い合わせ先】阪神大震災ＤＴＰプロユーザー被災者支援委員会本部　☎06・307・2508

○毛皮のクリーニングなど
被災した毛皮、皮革製品なら何でもクリーニング、リフォーム、修理、染色します。無料相談します。
【問い合わせ先】（株）やすもと　☎911・8222

○販促のお手伝い
ＤＭ代行、テレマーケ、顧客名簿の整理及びデータ入力、メニューやポップ、ポスターの作成、揮毫、その他何でもご相談下さい。
【問い合わせ先】（有）キャップス　☎361・8373

震災関係 海外引き合い情報

阪神大震災後、海外から本所に寄せられた復旧・復興工事の建設資材関係の、日本への輸出希望の引き合い内容を一部掲載します。オリジナルレターは本所に保管しています。
【問い合わせ先】国際部　☎303・5806

陶磁器壁、床タイル（スペイン）　壁用パネル、交換用アスベスト（米国）　連結式建築用ブロック、木材壁組立式家屋（オーストラリア）　陶磁器壁、床タイル、パネル、ボード、タイル（トルコ）　タイル（イラン）　建材（カナダ）　黒みかげ石、みかげ石ブロック、タイル、平板、セメント、木材（インド）　材木、板、ビニール床タイル、川砂、砕石、不錆鋼板鏡面板（建築用装飾材料）（台湾）　樫木の丸太・板（南アフリカ）　板ガラス（フィリピン）　木材板（中国）　砂（バングラデシュ）　大理石タイル、平板、石ブロック、石膏（パキスタン）　中国雲杉板、セメント、みかげ石（香港）　タイル、屋根用タイル、みかげ石、平板、石膏ボード・パネル、木製とびら、装飾用建築資材（シンガポール）

消息をお知らせ下さい

本所では会員の皆様の被災状況把握に努めております。被災された方は、代表者・住所などに変更があれば電話またはＦＡＸでご一報頂きますようお願い申し上げます。

☎303・5802　FAX 303・2310

神戸商工会議所本部（ポートアイランド）へお越しの方へ

現在ポートライナーが運行されておりませんので本部（ポートアイランド）へお越しの方は、ＪＲ三宮駅南側よりポートライナー代替バス、またはリムジンバスをご利用下さい。なお、車線規制などのため、かなりの時間を要することがありますのでご注意下さい。

神戸港復興ニュースを創刊

神戸市港湾局は三月十日、「神戸港復興ニュース」を創刊した。このニュースは、新聞形式で、月二―三回発行予定。神戸港の復旧状況や今後の復興スケジュールなどの最新情報を関係先に提供する。入手方法としては、神戸市港湾局企画振興課窓口にて配布している他、本所国際部より、ＦＡＸなどでの送付も可能である。
【問い合わせ先】国際部　303・5806

新幹線エコノミーきっぷ販売を再開

（販売場所）
本部、東神戸支部、兵庫支部、西神戸支部、垂水支部
※中央支部（ハーバーランド仮事務所）、北支所は都合により販売しておりません。なお大阪市内～福岡・北九州市内のグリーン車は当面販売しませんのでご了承下さい。

料金表（片道）

種類		エコノミーきっぷ	普通のきっぷ	割引額
神戸市内～東京都内	普通車	12,250円	14,000円	1,750円
	グリーン車	14,720円	18,550円	3,830円
大阪市内～福岡・北九州市内	普通車	11,700円	14,000円	2,300円

オフィス・工場・土地の貸与に関する情報　（３月10日現在）

下記の事業所より、事務所、工場、土地の貸与に関する情報をご提供頂きました。契約内容などの詳細は、直接下記に連絡をとって下さい。

【本件担当】神戸商工会議所　産業部　☎078－303－5805

	所在地	面積	連絡先	その他
倉庫	神戸・大阪周辺	詳細はＴＥＬにて	山九㈱神戸支店営業開発課 神戸市中央区海岸通２－２－３ ＴＥＬ．０７８－３３３－３９２３	・資機材および什器・書類・家具などの輸送 ・工場および機器の解体・据付 ・その他物流・機工・建設関連
事務所	神戸市中央区上筒井通１－１－20	11.2㎡～39.8㎡ ５室	神戸ＹＷＣＡ　平山 神戸市中央区上筒井通１－１－20 ＴＥＬ．０７８－２３１－６２１０	・家賃　１㎡　3,000円／月 ・敷金　家賃の６カ月分 ・共益費　800円／月
事務所	神戸市東灘区向洋町東４－16	面積等は要相談	神戸航空貨物ターミナル㈱　担当：山田 神戸市東灘区向洋町東４－16 ＴＥＬ．０７８－８５８－１５００	・国際航空運送協会（ＩＡＴＡ）代理店・航空運送協会（ＪＡＦＡ）の会員業者・通関業者対象 ・詳細はＴＥＬにて相談
事務所	神戸市東灘区向洋町中６－９	※詳細はＴＥＬにて	ジャパンマーケットセンター㈱ 「神戸ファッションマート」 神戸市東灘区向洋町中６－９ ＴＥＬ．０７８－８５７－８００３	・ファッション（生活文化）産業の入居 ・詳細はＴＥＬにて相談 ・即入居可能
事務所	神戸国際交流会館 ポートアイランドビル 西区民センタービル	※詳細はＴＥＬにて	㈶神戸市開発管理事業団　企画課 神戸市中央区港島中町４－１－１ ＴＥＬ．０７８－３０２－２３８２	・詳細はＴＥＬにて相談
事務所 研究所	尼崎市道意町７－１－３	81㎡～1,425㎡	㈱エーリック 尼崎市道意町７－１－３ ＴＥＬ．０６－４１５－２５００	・り災企業で１年以上入居可能な企業 ・賃貸料の特別措置有 （中小企業３カ月・大企業２カ月分）

右記の行政機関でも相談を受け付けています。
●兵庫県商工部新産業立地課　☎078－341－7711
●大阪府商工部産業政策課　☎06－941－0351

被災企業の従業員への社宅・寮の提供について

下記の事業所より、社宅・寮などの貸与に関する情報をご提供頂きました。契約内容などの詳細は、直接下記に連絡をとって下さい。

【本件担当】神戸商工会議所　産業部　☎078－303－5805

間取	所在地・最寄駅	設備	条件	貸与期間	連絡先
２ＤＫ　１室	東大阪市衣摺５－22－12 高澤社宅 近鉄「布施」駅よりバス15分 地下鉄「南巽」より徒歩20分	トイレ…専有 バス…専有	無償　２ＤＫ１室のみ提供 ※世帯主に限る	１年	㈱高澤製作所　人事部：久野 東大阪市衣摺５－６－８－33 ＴＥＬ．０６－７２９－１００１
２Ｋ　１室 １Ｋ　１室	神戸市東灘区甲南町４－７－19 ＪＲ「住吉」阪神「魚崎」	トイレ…専有 バス…共有	有償 家賃　35,000円～70,000円／月	無期	アイ・ビー・アール㈱　業務部：竹内 神戸市東灘区甲南町４－７－19 ＴＥＬ．０７８－４４１－５７６０

決算公告は官報へ

「官報」は法令の公布のほか、
法令に基づく各種の公告を掲載する
国の唯一の機関紙として
毎日(行政機関の休日を除く)
発行され全国で購読されています。

商法等に基づく決算公告は
信頼と実績のある
「官報」を御利用ください。

お申し込み・お問い合わせは
兵庫県官報販売所
〒650 神戸市中央区北長狭通5-4-3 ☎078(341)0637

決算公告についてのパンフレットを無料進呈しますので
上記の官報販売所に御請求ください。

大蔵省印刷局
Printing Bureau, Ministry of Finance
〒105 東京都港区虎ノ門2-2-4
☎(官報課ダイヤルイン) 03(3587)4300

求人情報

（3月13日現在）

◆本所に寄せられた情報の一部を掲載します。
◆ご関心のある企業には直接ご連絡下さい。
◆既に求人が充足している場合はご容赦下さい。

本所では雇用対策の一環として会員企業からの求人情報を募集しています。詳しくは折り込みのチラシをご覧下さい。

【担当】産業部（☎３０３－５８０５）

社名／電話番号／担当	職種	勤務時間	給与	所在地	事業内容／勤務地／プロフィール／待遇／その他
エス・ピー・シー栄町印刷㈱ ☎331-3814　社長：道上	営業 男１名 １９～３０歳	１日　８時間３０分 週休２日制（月２回）	月収　１５～　２０万円 年収２１０～２７０万円	神戸市中央区栄町通 ３－１－５	事業内容／総合印刷業　勤務地／神戸市内　従業員／１２名　資本金／３００万円
㈱近畿開発 ☎967-5400　工事部：吉田	オペレーター（土木技術） 男５名 １８～２６歳	８：００～１７：００ 日・祝休 盆・正月３日前後	月収　１７～２１万円	神戸市西区竜が岡 ５－２４－１４	事業内容／建設業　勤務地／左記所在地他 従業員／１６名　資本金／２，０００万円　資格／普通自動車免許
㈱サトウ ☎511-7477　取締役：上原	①オペレーター 男２、３名１８～５０歳 ②土木技術者 若干名　１８～５０歳	１日　８時間 週　４８時間 週１日休（日曜日）	①３５歳で月収　３５万円 年収４８０万円 ②日給１３，０００円	神戸市兵庫区天王町 １－２３４－３	事業内容／建設業（土木工事・舗装工事・上下水道工事）　勤務地／兵庫県内　従業員／１０名　資本金／５００万円　資格／普通免許
㈱スター・コーポレーション ☎611-4031　総務部：玉井	工場管理職 男１名 ４０～５０歳	８：００～１６：４５ 週休２日制（完全）	月収　約４０万円	神戸市長田区西尻池 １－２－３	事業内容／工業用スポンジ、フローリング材、弾性糸、ケミカルシューズの製造・販売　勤務地／西脇市 従業員／１５０名　資本金／１０，０００万円 資格／工場管理職経験、技術系大学卒、寮有り
㈲ブレインワークス ☎303-2607　主任：川上	ソフト開発 ２名 ２０～２５歳	９：００～１８：００ 週休２日制（完全）	月収　１５～３５万円	神戸市東灘区御影町西平野一の坪１１－７４	事業内容／情報処理サービス　勤務地／神戸市内、大阪市内　従業員／８名　資本金／３００万円　資格／コンピューターに関して興味があること、経験があればなお良い
橋本産機㈱ ☎671-8211　加藤	自動車、フォークリフトの車検、修理 男２名 ２０～５０歳	８：３０～１７：３０ 日・祝休	月収　２３～３０万円	神戸市兵庫区高松町 ２－２７	事業内容／自動車、産業機械の販売、リース、レンタル、整備　勤務地／左記所在地　従業員／１５名 資本金／１，０００万円　資格／２級整備士又は同程度、普通免許
奥山産業㈱ ☎241-1225　企画部：奥山	営業 男１名 ２０～３０歳	１日　８時間 週　４３時間 週休２日制（月３回）	月収　１８～　２０万円 年収２８０～３２０万円	神戸市中央区国香通 ３－２－１５	事業内容／クリスマス用品製造　勤務地／神戸市内 従業員／３７名　資本金／３，０００万円　資格／普通運転免許
㈲神戸はしまん ☎682-0261　取締役：馬野	ルート配送及び営業見習い 男２名 ２０～３５歳	１日　８時間 週休２日制 （第１・３土曜）	月収　１７～　２０万円 年収２５０～３００万円	神戸市兵庫区高松町 １２－２５	事業内容／割箸他料飲店、レストラン・ホテル等の副資材卸　勤務地／神戸市内　従業員／２２名　資本金／５００万円　資格／自動車普通免許
㈱ステップワン ☎271-8530　人事課：伊藤	制御システムエンジニア ３名 ２２～２７歳	１日　８時間 週　４０時間 週休２日制（完全）	月収　２１～　２８万円 年収３１５～４２６万円	神戸市中央区御幸通６－１－２０三宮山田東急ビル４階	事業内容／制御系ソフトウェアの受託開発　勤務地／神戸市内　従業員／２２名　資本金／１，０００万円 資格／制御系ソフト開発経験２年以上
㈱アートデザインセンター ☎360-1721　社長：横山	総務・経理責任者 １名 ３０～５０歳	１日　８時間 週　４２時間 週休２日制（隔週）	月収　３０万円 年収５００万円	神戸市中央区東川崎町１－３－３神戸ハーバーランドセンタービル１４階	事業内容／広告業　勤務地／神戸市内　従業員／２８名　資本金／２，５００万円　資格／キャリア重視
アクティヴ貿易㈱ ☎231-2700　総務：ラル・永久	貿易事務及び営業 男１名　２４～３５歳 一般事務（船積なお可） 女１名　２０～３５歳	１日　８時間 週　４０時間 週休２日制（完全）	月収　１５～１８万円	神戸市中央区熊内町４－３－４カナヤラルビル９階	事業内容／貿易業務（ファミリーコンピューター及び電化製品の輸出）　勤務地／神戸市内　従業員／１３名　資本金／１，２００万円　資格／自動車免許・日常英会話のできる方
エスアールエンジニアリング㈱ ☎991-4400　社長：石光	①工作機械管理者 男１名　３０～４０歳 ②営業員 男１名　２２～２５歳	１日　８時間 週　４０時間 週休２日制	①月収　３８万円 年収６００万円 ②月収　２０万円 年収３４０万円	神戸市西区高塚台 ３－２－６０	事業内容／省力化機器の設計、製造、販売　勤務地／①加古川市、②左記所在地　従業員／７１名　資本金／４，８００万円　資格／普通自動車免許、①機械加工工場管理経験者②機器の営業経験者
エクセレント㈱ ☎974-9151　社長：小坂	各種自動機の組立技術者 男２名 １８～３０歳	１日　７時間４５分 週休２日制（隔週）	月収　１５～　２８万円 年収２４０～４５０万円	神戸市西区北別府 ２－１５－３	事業内容／自動化機器・検査装置等、設計製作　勤務地／神戸市内　従業員／８名　資本金／１，０００万円　資格／普通免許
三神工業㈱ ☎231-1234　社長：須藤	管工事施工管理技術者 男２名 ２２～３５歳	１日　８時間 週　４６時間 週休２日制（隔週）	月収　１８～　３５万円 年収３５０～６５０万円	神戸市中央区磯辺通 ２－１－１１	事業内容／給排水・衛生・消火・冷暖房・換気、設備工事施工　勤務地／神戸市内　従業員／６６名　資本金／４，０００万円　資格／経験者の場合Ⅰ・Ⅱ級管工事施工管理技術者
コニカユービックス神戸㈱ ☎451-2531　業務部：松井	①営業　２１～２５歳 ②サービスエンジニア　１８～２５歳 ③経理・総務　２２～２７歳 各男１名	１日　７時間４０分 週　３７時間２０分 週休２日制	①②月収　２１５，０００円 年収３，３００，０００円 ③　月収　２３０，０００円 年収３，６００，０００円	神戸市東灘区北青木 ２－１－３４	事業内容／ＯＡ機器の販売及び保守　勤務地／神戸市内　従業員／１４名　資本金／３，０００万円　資格／②工業高校卒以上③簿記資格３級程度
㈱松井製作所 ☎0729-77-7227　社長：松井	プレス機にて金属加工 男３名 １８～４０歳	８：３０～１７：００ 残業　約２０時間 日・祝・第１土曜休	月収　１８～３０万円	柏原市田辺１－２－７	事業内容／金属製品の加工プレス、金属設計～製作 勤務地／左記所在地　従業員／３０名　資本金／１，０００万円　資格／独身者２名（新卒内定取消者）それ以外１名、寮有り

このたびの阪神大震災により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

安心してご加入できる
商工会議所の共済

安い掛金・大きな保障！

生命共済
万一の死亡、不慮の事故による障害や入院を保障。

退職金の準備・充実した雇用関係！

特定退職金共済
事業主が従業員の退職金のために節税しながら、毎月積み立てる制度。

ゆとりある老後設計！

個人拠出制年金共済
事業主・従業員個人が老後に備え、毎月掛金を積み立てる年金共済。

よみがえれKOBE!
がんばれ神戸っこ!!

■共済制度に関するお問い合わせは
会員事業部
共済事業チームへ
☎３０３－５８０９
FAX３０３－２３１０

商工会議所ＰＬ保険
四月募集開始
中小企業は保険料率が従来の五三％

製品の欠陥によって消費者その他第三者が損害を被った場合、その製品の製造・販売に関与した事業者が、被害者に対して負うべき製造物責任（ＰＬ）法が七月一日から施行される。

被害者はこれまで、損害賠償を請求するためには、民法に基づいて製造業者等に故意または過失があったことを証明する必要があったが、ＰＬ法が施行されると、被害者が①損害の発生②製品の欠陥の存在③欠陥と損害との因果関係を立証すれば、製造業者等は、過失の有無にかかわらず損害賠償責任を負わなければならず、今後、企業に対する損害賠償請求や訴訟が一般的に増大することが予想されている。

このたび、全国商工会議所の会員を対象として、スケールメリットを生かし大幅割引きを実現した中小企業向けの「中小企業ＰＬ保険」と中堅・大企業向けの「全国商工会議所ＰＬ団体保険」の二つのＰＬ保険制度が創設され四月から募集が開始される。

中小企業向けの保険は、中小企業基本法による中小企業が対象で保険料率が従来の五三％と大幅割引きで加入できる。また、中堅・大企業向けの保険も、保険料率が従来の七二％と現行一般認可の中で最大の割引率となっている。

具体的な保険金の支払い対象は、別表の通り。

なお、保険金の支払い対象とならないのは、製造・販売した製品自体の取り替え費用や修理費用、リコールを行った場合の回収、検査、修理、交換などの費用、海外で発生したＰＬ事故などとなっている。

四月・五月に加入されますと七月のＰＬ法施行に対応できますので、この機会にぜひご加入されることをお勧めいたします。

加入及びお問い合わせは損害保険会社または最寄りの保険代理店へお願いします。

【本所の問い合わせ先】
会員事業チーム
☎３０３・５８０２

商工会議所のＰＬ保険制度

	中小企業ＰＬ保険制度	全国商工会議所ＰＬ団体保険制度
対象	中小企業基本法による中小企業者のうち商工会議所会員企業	中堅・大企業のうち商工会議所会員企業
保険料率	従来の53% （特別認可による割引）	従来の72% （現行一般認可中最大割引）
てん補限度額	１億円、２億円、３億円の３タイプ	２億円、３億円、５億円の３タイプ
保険期間	７月１日から１年単位　保険料は一括年払い 月単位で随時中途加入可能	
保険金の対象	法律上の損害賠償責任に基づき支払う賠償金（治療費、休業補償費、慰謝料、逸失利益、修理費など）、裁判費用、弁護士費用、被害者の護送費用、応急手当費用	
保険料の計算	「保険期間中の対象品目の総売上高×保険料率」 保険料率は、業種・保険対象品目の種類ごとにそれぞれ設定	
メリット	・低率の保険料によりＰＬ保険に加入しやすくなる ・全国規模のスケールメリットにより保険料率の安定化がはかれる ・情報提供、各種リスク診断、講師派遣などのＰＬ関連サービスが受けられる ・事故への迅速な対応がはかれる	

日本開発銀行の災害復旧融資

阪神・淡路大震災被害の復旧を支援するため、電力・ガス・鉄道などのライフライン復旧融資のほか次の災害復旧融資を実施します。

■ご利用いただける方

阪神・淡路大震災により、大阪府及び兵庫県の区域において、全壊、半壊その他これに準ずる被害を受けた施設を復旧される方

■対象事業

（金利は三月九日現在）

(1) 大規模小売店舗及び生協店舗（生鮮食料品を取り扱うもの）並びにこれらの流通のための港湾関連施設など

金利
当初五年間四・六五％
六年目以降は対象事業の内容に応じて一般の融資制度の金利を適用

(2) 食料品関連産業に係る施設及び食料品の流通のための港湾関連施設など

金利は(1)と同様

(3) 広範な取引先や関連企業を有する製造業者の製造設置などで、その早期の復旧が被災区域の経済機能の復旧に資するもの

金利は(1)と同様

(4) その他一般の当行融資制度対象事業や被災区域の経済復旧などに資する事業

金利
事業内容に応じて一般の融資制度の金利を適用

■融資比率　対象事業費の四〇％程度

■融資期間・据置期間
ご相談のうえ決めさせていただきます。

■返済及び利払いの方法
返済は据置き後分割返済で、利息は固定金利による後払いです。

■担保・保証　ご相談のうえ決めさせていただきます。

■適用期間　平成七年七月三十一日までにお申し込み頂くことが必要です。

【お問い合わせ先】日本開発銀行大阪支店（企画調査課）（〒五三〇大阪市北区堂島浜一丁目二番六号新ダイビル、☎０１２０・５３７８４６）

科学技術週間記念講演会

日時　平成七年四月二十一日（金）午後一時三十分―五時

場所　神戸市産業振興センター九階

講演　『科学技術情報流通システムの新展開』日本科学技術情報センター理事　齋藤和男氏
『二十一世紀の高度情報化社会を目指した研究開発』住友金属工業(株)未来技術研究所所長　廣島龍夫氏

参加料　無料

【問い合わせ・申し込み先】
兵庫県立工業技術センター企画情報部
☎７３１・４４８１

神戸商工会議所
貸会議室をご利用下さい

これから講演会を開催しようと思われている方、ちょっとした会議を・・・とお考えの方、ぜひ一度神戸商工会議所にお問い合わせ下さい。

本所ではいろいろなニーズにおこたえできるように会議室を用意させていただいております。

お気軽にお問い合わせ下さい。

【お申し込み・お問い合わせ先】
総務部管理チーム（☎３０３－５８０４）

会議室利用料金表（会員料金）　（H7.3.1現在）

室名	面積	基本型	定員	終日（9－21）	午前（9－12）	午後（13－17）
神商ホール	452㎡	教室型	264人	230,000	77,000	100,000
特別会議室A	97㎡	□型	28人	44,000	15,000	20,000
特別会議室B	49㎡	船型	16人	22,000	7,000	10,000
特別会議室C	58㎡	船型	18人	26,000	8,000	11,000
第１会議室	90㎡	教室型	45人	35,000	12,000	15,000
第２会議室	90㎡	□型	36人	35,000	12,000	15,000
第３会議室	146㎡	教室型	84人	56,000	19,000	25,000
イベントプラザ	478㎡	スペース貸し		159,000	53,000	69,000

- 土曜・日曜・祝日は２割増、展示会・宴会などで使用する場合は３割増となります。
- 上記以外の時間でご利用の場合も料金設定がございます。
- 第１・２・３会議室は第１－２、第２－３会議室などの統合使用が可能です。また、神商ホールは分割使用が可能です。
- マイクなどの備品、音響・照明オペレーター、設営料などは別途ご負担願います。

ucc

阪神大震災で被災された皆様に
心よりお見舞い申し上げます。

愛する街、神戸の一日も早い復興のために、
UCCも「がんばろや！ WE LOVE KOBE」の
スローガンのもと、皆様とともに
全力をあげて頑張りたいと思います。

WE LOVE KOBE by ucc

UCC上島珈琲株式会社

よみがえれKOBE!/がんばれ神戸っこ!!

大切にしたい、人と企業。

インターナショナル・トレーニング・サービスは、人と企業、人と人とのつながりを大切に考え、人との身近なふれあいからグローバルな活動まで幅広く展開しています。

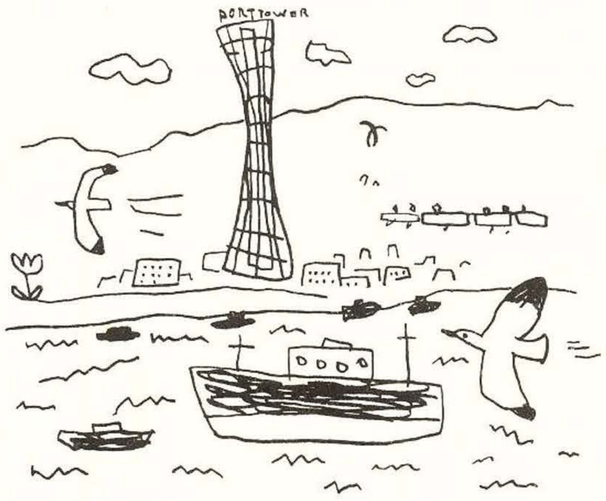

人材派遣
(ITS CAREER)
スペシャリストをタイムリーに派遣いたします。
■オフィス業務全般
OA機器操作
翻訳、通訳
TEL.(078)392-8082

在宅サービス
(在宅介護・家事援助)
お年寄りや病気の方のお世話、産後ケア、清掃、一般家事等をしっかりサポートいたします。
TEL.(078)333-7980

ワープロ入力
モデム回線を駆使し、広域ネットワークで遠隔地でも迅速な処理ができます。
■使用機種
OASYS, NEC-98, MACII si
TEL.(078)333-0711

神戸製鋼グループ
株式会社 インターナショナル・トレーニング・サービス
〒650　神戸市中央区江戸町95(リクルート神戸ビル)
TEL.(078)392-5102　FAX.(078)392-8085

震災相談

法律問題

Q　ビルの一室を賃借していますが、震災後ビルに「使用禁止」という貼り紙がはられました。ビルは特に傾いていませんが、安心して立ち入ることができない状態です。賃料の支払いを止めてもいいですか。

A　今回の震災後、神戸市がビルを検査し使用が危険なビルには「使用禁止」の札を貼ることがありました。これは、応急の簡易な判定であって決して精密な鑑定ではありませんし、所有者や使用者に注意を喚起する目的にすぎず行政上の法的効果に結びつくものではありません。ちなみに、この判定は、もっぱら建物使用に危険性があるかどうかを問題にしているのであって修繕が可能かどうかや建物が滅失に至っているかどうかの評価とは一応別でありますし、罹災証明に言うところの「全壊」、「半壊」、「一部損壊」の判定とも一応異なった尺度による判定であります。

とはいえ、「使用禁止」の貼り紙がなされていると、賃借人は安心して建物に立ち入ることができないのですから、生命身体への危険を避けるためにビルの使用を差し控えることは、格別の事情がないかぎり、ごく常識的な判断だと言えます。そもそも建物賃貸借においては、「建物の安全性」は必要不可欠の要素ですから、これが欠けて生命や身体に対する危険性が発生しているのならば、それは「使用不能」に該当しますので、その危険性が除去されるまでの間、賃借人は賃料全額の支払いを拒絶することができるものと解されます。もっとも、「使用禁止」の表示のみをもって使用不能にあたるとの単純な理解も禁物です。たとえば、Aの出入口からの出入りは危険であるがBの出入口からの出入りは危険ではないというように危険箇所の所在が明らかになっていて危険を避けることができる場合には、賃料の減額請求の問題が生じることがあるにしても、賃料全額の支払い拒絶はできませんし、建物の危険性がない（または危険性が除去された）ことについて応分の情報提供があった場合についても、前記表示のみをよりどころにして使用不能を主張することはできないと思います。

ところで、前記の判定はあくまで簡易な判定なので、訴訟などにおいて精密な鑑定が実施された場合に異なった判定がなされることもありえます。しかし、客観的な事後的判断とは異なっていようとも、当時の状況に照らして相当な危惧感が発生しており、通常人を基準にしてかかる危惧感を抱くことについて合理的な理由があるかぎりは、建物賃貸借に必要な「建物の安全性」が欠如しているものと評価される余地があります。

ここで建物所有者（賃貸人）の責務について付言しておきたいと思います。建物に「使用禁止」などの表示がなされたら、建物所有者としては、直ちに専門家に検査をしてもらい修理が可能ならば修理をすべきですし、修理が不可能ならば賃借人と賃貸借終了に関する交渉をするなどの応分の処置をとるべきものです。なお、修理が可能であってもこの際建て替えたいというケースもありますが、その場合は賃貸借終了についての賃借人との合意がもちろん必要です。

いずれの場合においても、賃借人に対して十分に情報を提供し事情を説明したうえで話し合いをすることが期待されます。建物に危険性がない（または危険性を除去した）ことについての合理的な情報を賃借人に提供できた場合は、賃借人は少なくとも以後の賃料の支払いを拒絶できないものですから、右情報提供は建物所有者の利益に資するものでもあります。「使用禁止」などの表示があるのに建物所有者が何らの対策をとらずに放置するのは困りますし、賃借人に対する十分な情報提供をしないまま修理を始めるというのも好ましくありません。また、修繕の可否などについて全く説明をしないままやみくもに賃借人に退去を求めている例もありますが、これまた適当ではありません。

（弁護士　村上公一）

短期集中簿記講座

日　時　２級コース　4/25(火)－6/2(金)〔計22回〕
　　３級コース　4/24(月)－6/1(木)〔計12回〕
　　各コースとも午後６時－８時
場　所　㈱神戸貿易協会会議室
　　（神戸商工貿易センタービル14階）
講　師　関西学院大学 講　師　泉　昌氏
　　流通科学大学 専任講師　林　昌彦氏
ねらい　商・工業簿記の基本原理を理解し、日商簿記検定２・３級合格を目指す。
定　員　４０名（各コースとも）
受講料　２級コース
　　一般40,000円／会員36,000円
　　３級コース
　　一般30,000円／会員27,000円
締め切り　平成７年４月14日(金)
問い合わせ先
　　産業部　☎３０３－５８０８

震災相談

税務問題

Q1　私は印刷工場を経営しています。今回の震災で工場が被災し、機械設備が使えなくなりました。このような場合、損失はどのように扱われますか。

A　今回の震災によって生じた損失は、先頃成立した特例法により、平成六年度分の必要経費に算入することが認められることになりました。

この場合も損失額は、帳簿価額から求めます。ただし、事業以外の業務用資産のときとは異なり、必要経費算入額に上限はありません。また、当該損失額を控除しきれない場合には、青色申告者以外の者でも翌年以降三年間繰越控除できます。

Q2　私は給与所得とアパート八室から得られる所得で生計をたてています。今回の震災で自宅は無事でしたが、アパートは全壊しました。このような場合、損失はどのように取り扱われますか。

平成六年の給与所得
　　五百万円
平成六年の不動産所得
　　二百万円

アパートの未償却残高
　　四百万円

A　あなたの場合、不動産の経営規模が五棟十室に満たないのでアパートは事業以外の業務用資産に相当します。よって、不動産所得の必要経費算入と雑損控除のいずれかを選択できます。この損失は、平成七年の震災によって生じたものですので、必要経費に算入する場合は原則として、平成七年の必要経費となるのですが、雑損控除と同じく、今回の特例により平成六年分の所得の必要経費とすることが認められることになりました。

まず、平成六年分の不動産所得の必要経費に算入する場合を考えてみましょう。必要経費算入で注意しなければならないのは、必要経費として認められる金額はその不動産所得の金額を限度とする、ということです。あなたの場合、損失は帳簿価額をもとに求めるので、アパートの未償却残高四百万円になりますが、平成六年の不動産所得の必要経費と認められるのは、その年の不動産所得金額である二百万円までです。さらに、繰越控除の適用がないので損失額との差額二百万円は切り捨てられます。

次に雑損控除を考えてみましょう。雑損控除のときの損失額は時価により求めますので、時価を三百五十万円とすると損失額は三百五十万円－総所得（五百万円＋二百万円）×一〇％＝二百八十万円となります。よって、あなたの雑損控除額は二百八十万円となります。

結論として、あなたの場合は雑損控除を適用したほうが有利です。

「選択における有利不利の判定」

(a)　必要経費に算入した場合の所得金額の合計額
　　五百万円＋二百万円－二百万円＝五百万円
(b)　雑損控除を適用した場合の所得金額の合計額
　　五百万円＋二百万円－二百八十万円＝四百二十万円
(c)　有利不利
　　所得金額が少なくなる(b)のほうが有利（ただし、雑損控除以外の所得控除は考慮していません）

（公認会計士　友弘　正人）

震災相談

パートタイム労働者の失業給付

Q　今回の震災により、事業所が被災し、再開のめどが全くたたないので、パートタイム労働者に離職してもらうことになりました。

当社は雇用保険の適用事業所に該当し、パートタイム労働者については各人ごとに雇用契約書で契約期間を定めていますが、就業日数が不特定のため雇用保険に加入していませんでした。

先日、新聞報道を見ますと雇用保険に加入していなくても失業給付が受けられるとのことですが、どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A

一．被保険者となる者

パートタイム労働者であっても、次の条件のすべてを満たしている場合には雇用保険への加入が義務づけられています。

(一)　一週間の所定労働時間が二十時間以上であること
(二)　一年以上引き続き雇用されることが見込まれること
(三)　年収が九十万円以上あると見込まれること
(四)　文書により労働条件が明示されていること

二．被保険者の種類

パートタイム労働者でも下表のように一週間の所定労働時間が二十時間以上三十時間未満の者は短時間被保険者となりますが、三十時間以上の者は一般被保険者となります。

三．雇用保険の加入手続き

まず、パートタイム労働者各人について雇用した時にさかのぼり「被保険者資格取得届」を早急に公共職業安定所に提出して下さい。その際、適用事業所設置届、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、雇入通知書、理由書（加入していなかった理由を記す）などを携行して下さい。

しかし、事業主がパートタイム労働者を雇用した時に遡及して雇用保険料を納付しなければなりません（最大二年遡及）。

四．資格喪失・離職の手続き

次にパートタイム労働者各人の「離職票」と「資格喪失届」を賃金台帳、出勤簿などを携行して公共職業安定所へ提出して下さい。

五．失業給付受給申請

四．の手続後、パートタイム労働者に渡す「離職票」が交付されますので、それを持って本人の居住地を管轄する公共職業安定所で失業給付の受給申請をするよう指導して下さい。

六．受給要件

なお、短時間被保険者が失業給付を受けるためには、一賃金締切期間に十一日以上勤務した月が十二カ月以上あることが必要です。

また、一般被保険者の場合は、十四日以上勤務した月が六カ月以上あることとなっています。

七．受給期間

失業給付が受給できる期間は、働く意志と能力があるにもかかわらず職に就くことができない状態にある者で、被保険者の退職時の年齢や加入期間などにより異なります。

◎原則は既述の手続きが必要ですが、今回の震災では雇用主の手続きや保険料納付の有無に係わらず、パートタイム労働者本人の健康保険証や給与明細などで就労の実績が証明できれば、給付を受けられる場合があります。

また、特例措置で激甚災害地域に住所を有する方は従来の給付日数が六十日を限度として延長されます。

◎事業所、被保険者によってさまざまなケースがありますので雇用保険関係の疑問・相談は左記にお問い合わせ下さい。

神戸公共職業安定所
☎３９３・１０７０
灘公共職業安定所
☎２９１・８６０９

（社会保険労務士　岡西　英二郎）

週所定労働時間	65歳未満	65歳以上（注）
30時間以上	一般被保険者	高年齢継続被保険者
30時間未満	短時間被保険者	高年齢短時間被保険者

（注）65歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている方に限ります。65歳以降新たに雇用された方は被保険者となりません。

さくらケーシーエス

さくらケーシーエスは、
あらゆるニーズに総合力でお応えします。

さくら銀行をはじめ、多種多様な情報処理分野で蓄積したノウハウを持つ情報処理サービス。広汎な知識分野に、多数の優秀なシステムエンジニアが挑むソフトウェア開発。富士通のディーラーであり、ユーザーであるからできる適切なシステム導入支援とコンピュータの販売。
さくらケーシーエスはこの３つの力を総合力に高め、お客様のニーズにトータルソルーションでお応えする総合情報サービス企業です。

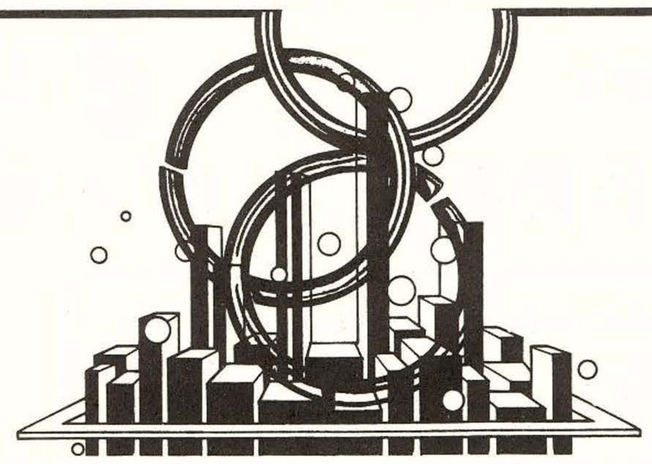

株式会社さくらケーシーエス
本　社／〒650 神戸市中央区播磨町21番1
TEL (078) 391-6571㈹
東京本社／〒135 東京都江東区越中島１－２－21　ＹＫビル
TEL (03) 3820-4411
事業所／姫路、大阪、明石、岡山、鳥取

◎経営に関するご相談は、各支部・支所へ

本所では、震災被害に対応した金融はじめ経営に関する各種相談を下記の支部・支所で実施しています。

（9：00～17：15　土・日曜・祝日休み）

東神戸支部	灘区桜口町1－1－4　セントラルプラザ六甲1階 ☎843－2121　FAX843－2877
中央支部 －仮事務所－	中央区東川崎町1－8－4　神戸市産業振興センター8階 ☎360－1910　FAX360－1972
兵庫支部	兵庫区大開通2－3－18　神戸木材会館1階 ☎577－1110　FAX577－1998
北支所	北区鈴蘭台西町1－27－15　市木ビル1階 ☎593－4800　FAX593－7050
西神戸支部	長田区大橋町3－1－13　ケミカルシューズ産業会館3階 ☎641－3185　FAX641－3110
垂水支部	垂水区日向1－6－1－206　レバンテ垂水三番館2階 ☎706－1234　FAX706－1235
災害対策本部	中央区港島中町6－1（ポートアイランド内） ☎303－5810　FAX303－2310

◎兵庫県南部地震中小企業総合相談所

国、県、市、商工会議所などの関係団体が一体となって、各種相談を実施しています。

中央区東川崎町1－8－4神戸市産業振興センター6階 ☎360－3211　FAX360－3193	10：00～17：00 （当面、土・日曜日も開設）

商店街 小売市場 営業再開へ積極的動き

復興への息吹が感じられるようになってきた神戸の商店街

神戸市と本所では、三月十日から三日間にわたって今回の震災で大きな被害を受けた東灘、灘、中央、兵庫、長田、須磨の六区の商店街・小売市場の営業再開状況調査を実施した。

その結果、商店街・小売市場の全一万千六百五十一店舗のうち四六・四%にあたる五千四百五店が営業を再開している。

前回一月末の調査では二千七百十三店舗、二三・三%に止まったが、この五週間で約二倍と大幅な回復ぶりで、市内の商業施設にも活気が戻りつつある。

組織別の再開率では、商店街が四六・二%、市場が四七・五%の再開率となっている。

地域別では、比較的被害の少なかった兵庫区、須磨区が約六八%に達したが、東灘区、中央区が四三－四四%、長田区が三三%、灘区が二七%と依然厳しい状況が続いている。

今後もライフラインの完全復旧やがれき撤去などが進むにつれ、本格建築や共同仮設店舗の計画が進み、営業再開が増えるものと予想される。

全壊した長田中央市場、長田・食遊館、神戸デパート共栄会、灘大石市場では、仮設店舗による営業を再開しており、大正筋商店街・丸は市場、深江ショッピングセンターなどでは復興に向けた話し合いが進められ、他の団体でも日を追って同様の動きが出てきている。

本所でも支部を中心に兵庫県・神戸市とともに、共同仮設店舗助成制度などを活用しながら総力を挙げて支援事業に取り組んでいる。お困りの方はぜひ、各支部へご相談下さい。

建物被害相談から 再建支援まで

本所では、二月始めから地震災害によって被害を受けた店舗、事務所、工場などの事業用建物被害の相談窓口を支部などに設置している。

相談では、建物の危険度調査をはじめ解体処理、建物補強、復旧、再建に至るまでトータルに受け付けており、面談相談や現地に出向いて初期的な調査を無料で行っている。

相談員には、本所建設部会の議員会社や会員企業の建築専門家がボランティアで当たっており、三月二十五日現在で約百三十件の相談が寄せられている。

相談では現地調査などできる限り迅速な対応を行っており、個々の事業所の相談だけでなく、三宮阪急前商店街振興組合（中央区・ビル二十六棟）、庄山商店街（長田区・二十一店舗）など団体一括での相談も多く、本所職員が同行して現地での危険度調査などを実施した。

また、建物再建などの賃貸借問題では法律専門相談室が利用され、また建設資金などの問題では融資相談を活用する相談者も多く見受けられる。

このため、危険度調査などの相談とともに、復興への動きが進むなか、ソフト面の経営支援と連携し、今後はより具体的なハード面での支援の一つとしての活用を期待している。相談では共同仮設店舗の建設について標準的なモデルや価格を設定し、建物解体や再建料の三〇%減額、平成七年十月一日から平成八年三月三十一日までは一五%減額するという。

岸壁、物揚場、荷捌施設付き岸壁については、使用可能となった日から平成八年三月三十一日まで、岸壁および物揚場使用料にかかる優先使用料を免除する。また、同期間中は、荷捌施設付き岸壁使用料は適用せずに、埠頭用地使用料を適用するとしている。

【問い合わせ先】
神戸市港湾局企画振興課
☎322・5671

神戸港の復旧状況

神戸港の復旧状況は次の通りである。（三月二十三日現在）

着岸可能バース

・公共バース
貨物用
全体百二十八バース中七十四バース
旅客用
全体二十二バース中十三バース

・公社バース
貨物用
全体三十三バース中九バース
旅客用
全体三バース中一バースの計百七バースである。

港湾施設使用料を減免

神戸市港湾局

神戸市港湾局は三月八日、震災以降の神戸港の港湾施設使用料を減免することを決めた。

具体的な取り扱いについては、上屋、埠頭用地、起重機、冷凍コンテナ用コンセント、旅客乗降用渡橋、フェリー用可動橋、事務室、貯木場、運河などは使用可能となった日から平成七年九月三十日までは通常使用についても、希望により信頼のおける地元施工業者を紹介している。

相談ご希望の方は次の各支部・相談所へお問い合わせ下さい。

○月・水・金の各曜日の午後一時－四時、▽東神戸支部（☎843・2121）、▽兵庫支部（☎577・1110）、▽西神戸支部（☎641・3185）

○月－金曜日の午後一時－四時、▽中央支部（兵庫県南部地震中小企業総合相談所内☎360・3193）

地域に愛されるホテル作りを
ホテルゴーフルリッツ

ポートアイランドにあるホテルゴーフルリッツは、和洋菓子の老舗、神戸凮月堂が、スペインの名門、バルセロナのリッツホテルと業務提携して始めたものであるが、そのホテルも今回の震災で大打撃を受けた。

その朝、当直のナイトマネージャーは仮眠中のベッドからほうり出されたものの、すぐ気を取り直し、他のフロントスタッフと共に宿泊客の避難誘導に非常階段を登り降りし、全員無事に安全な場所に案内した。日頃の訓練が本当に役に立ったとのこと。

館内点検をしたところ、大宴会場をはじめ、客室にも、天井に穴があいたり、壁に亀裂が入ったり、ほとんどの家具やテレビが損壊したそうだが幸いにも本体そのものは耐震構造で無事であったようだ。

停電は夕刻には復旧したものの電話は交換機の倒壊で不通になり公衆電話がたよりだった。宿泊客や仲間の安否を気遣った従業員が徒歩や自転車で神戸大橋を渡りぞくぞくと到着し、復旧を始めた。不幸にも全社で三人の社員が自宅の倒壊などで犠牲になったほか、家屋を失った社員も多かったが、復旧に向けての強い意志で二月二十日より、レストラン街の一部を仮営業させ、三月一日からは復興事業関係者に客室を提供し、満室状態。

ついに、三月十九日からは、ほぼ平常通り営業を再開。ポートライナーが運休中であるため、三宮－ホテル間にマイクロバスを二台ピストン運転させ、初日には婚礼もしめやかに挙行された。

「地域に愛されるホテルをモットーとする」というだけあって、三月二十一日には、震災チャリティーコンサートのマンドリン合奏や、大サービスのファミリーランチバイキングも開催し、大好評を博した。

震災後初の婚礼が行われた

「神戸凮月堂も、もうすぐ百年（一八九七年創業）。この菓子で培われた伝統のサービス精神と震災でさらに固めたチームワークで、ますますこのホテルを発展させていきたい」と寺西保幸総支配人は力強く語った。

復旧の名を借りた 悪質な業者に 注意して下さい

①相手の身分を確かめましょう。（会社に電話をかけてみる。車のナンバープレートをメモしておくなど）
②不要なものははっきり断りましょう。
③契約は慎重に判断して行いましょう。
④サインは契約書をよく読んだ後に行いましょう。
⑤契約した場合でも、できるだけ代金は後払いにしましょう。
⑥ご相談・問い合わせは

▼事業用建物相談・本所産業復興支援センター（☎303・1001）、▼倉庫・兵庫県倉庫協会（☎331・1339）、▼輸送・兵庫県トラック協会（☎822・5556）、▼水道・下水道修繕工事・神戸市管工事業協同組合（☎575・0961）へ

神戸商工だよりはしばらくの間休刊とさせて頂きますのでご了承下さい。

NTT　よみがえれKOBE!がんばれ神戸っこ!!

市外局番で選ぶ 新しい割引サービス、始まる。

NTTの市外局番選択割引サービス
テレチョイス
選んだ市外局番への通話が一日中割引

選んだ市外局番への通話が最大15%※割引。
家族へ、友だちへ、よくかける市外局番をお選びください。「テレチョイス」は、月々、定額料のお支払いで、お選びになった市外局番への市外通話料金が割引になる初めてのサービスです。
2つのサービスプランからお選びいただけます。

市外通話のおトクな方法、聞いてください。　フリーダイヤル 0120－493019（よくみておトク）　受付時間／午前9時～午後10時（毎日）

サービスプラン名	サービスプラン内容
テレチョイス10	月々100円の定額料のお支払いでお客さまが選ばれた2つの市外局番への市外通話料金が10%割引 ●お選びになった2つの市外局番への市外通話のご利用が1,000円を超える場合に、通常の市外通話料よりおトク。
テレチョイス15※	月々200円の定額料のお支払いでお客さまが選ばれた5つの市外局番への市外通話料金が15%割引 ●お選びになった5つの市外局番への市外通話のご利用が1,330円を超える場合に、通常の市外通話料よりおトク。

表示価格には消費税相当額は含まれておりません。